

## 三豊市介護マーク名札交付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、認知症等の高齢者、障害者等を介護している者に対し、介護マーク名札（以下「名札」という。）を交付することにより、周囲の者に介護中であることの理解を促すとともに、介護環境の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、市の区域内に住所を有する者を介護しているもの又は市の区域内に設置されている老人介護施設、障害者施設、介護事業所、福祉ボランティア団体等（以下「施設等」という。）とする。

- (1) 介護保険要介護認定を受けている者
- (2) 障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げる者に準ずるものと市長が認める者

### (申請)

第3条 名札の交付を受けようとする者は、介護マーク名札交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 施設等が名札の交付を受けようとする場合は、介護マーク名札交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

### (名札の交付)

第4条 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、適当であると認めたときは、当該申請をしたものに対し名札を交付する。

### (名札の管理)

第5条 前項の規定により名札の交付を受けたものは、善良な管理者の注意をもつて管理し、適切に使用しなければならない。

### (費用負担)

第6条 名札は、無償で交付する。

### (交付枚数)

第7条 名札の交付枚数は、個人の場合は介護が必要な者1人につき1枚とし、施設等の場合は1施設につき5枚までとする。ただし、施設等に交付する場合は、施設等の施設規模を考慮して交付枚数の上限を変更することができるものとす

る。

(返却)

第8条　名札の交付を受けたものは、名札が不要となったときは、市長に返却しなければならない。

(その他)

第9条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。